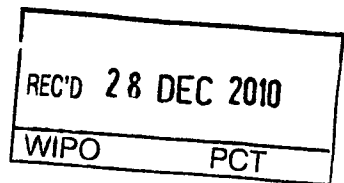


## 特許協力条約



PCT

## 手数料の納付の補正命令書

(法施行規則第31条の2第1項)  
[PCT規則16の2及び実施細則707]

発信人 日本国特許庁 (受理官庁)

出願人代理人 江藤 聡明	殿
あて名 〒 104 - 0031 日本国東京都中央区京橋2-8-18 昭和ビル9階	

発送日 (日. 月. 年)	14.12.2010
補正期間	発送日から 1月以内
国際出願番号	PCT / JP2010 / 068434
国際出願日又は受理の日 (日. 月. 年)	20.10.2010

出願人又は代理人の書類記号 PCT-2041
出願人 (氏名又は名称) 株式会社ブリヂストン

- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条第1項第1号及び同条第3項の規定による納付すべき手数料が、国際出願の受理の日から1月以内に納付されていない。  
(法施行規則第31条の2第1項、PCT規則14、15、16)
- 上記期間内に以下の金額の手数料を補正しなければならない。(詳細は附属書を参照)  
\_\_\_\_\_ 81200 \_\_\_\_\_ 円 (合計額)
- 上記期間内に当該手数料の納付の補正がされないときは、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。  
(法第7条、法施行規則第32条、PCT規則16の2. 1(c)、同29参照)
- 追加の注意 (必要な場合)  
 上記の補正すべき金額は、適正な納付期間の経過後に受理官庁に受理された手数料額 \_\_\_\_\_ 円を差し引いた額である。  
 その他の注意
- この補正命令書の写しは国際事務局に送付した。

受理官庁の名称及びあて名 日本国特許庁 (RO/JP) 郵便番号 100-8915 電話番号 03-3592-1308 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 様式PCT/RO/133 (2009年7月)	権限のある職員  特許庁長官
---	----------------------

所定の手数料の計算

**T・S**

特許協力条約にもとづく国際出願等に関する法律第18条第1項第1号の規定による手数料

所定の手数料 . . . . . 110000 円

納付済金額 . . . . . 110000 円

差引額 . . . . . 0 円

- 適正な金額
- 超過納付額
- 未納付金額

**I**

国際出願手数料

国際出願の用紙が最初の30枚まで . . . . . **i1** 104900 円

30枚を超える用紙1枚の手数料 \_\_\_\_\_ 円

30枚を超える用紙の枚数 × \_\_\_\_\_ 枚 **i2** \_\_\_\_\_ 円  
(実施細則第707号(aの2)に規定する用紙を除く)

所定の手数料 (i1 + i2) = 104900 円

PCT-EASYの利用による減額 **r** \_\_\_\_\_ 円

電子出願による減額 **r** 23700 円

小計 (i1 + i2 - r) 81200 円

納付済金額 0 円

差引額 81200 円

- 適正な金額
- 超過納付額
- 未納付金額

追加手数料 (追加手数料の合計額)

- 未納付金額の50%
- 送付手数料
- 国際出願手数料の50% (ただし、30枚を超える用紙の国際出願手数料を除く。追加手数料の上限額)